

平成27年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第57号 亀山市認定こども園条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	4
議案第59号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	14
議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	17

亀山市認定こども園条例新旧対照表（附則第5項関係）
（亀山市立学校設置条例の一部改正）

改正後			改正前		
（名称及び位置）			（名称及び位置）		
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
幼稚園	(略)	(略)	幼稚園	(略)	(略)
	亀山市立みずほ台幼稚園	亀山市みずほ台14番地295		亀山市立みずほ台幼稚園	亀山市みずほ台14番地295
				亀山市立関幼稚園	亀山市関町木崎786番地

亀山市認定こども園条例新旧対照表（附則第6項関係）
 （亀山市保育所設置条例の一部改正）

改正後	改正前																		
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 547 1106 788"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>川崎南保育園</td> <td>亀山市長明寺町250番地2</td> </tr> <tr> <td>加太保育園</td> <td>亀山市加太板屋4620番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）	（略）	川崎南保育園	亀山市長明寺町250番地2	加太保育園	亀山市加太板屋4620番地	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 547 2002 788"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>川崎南保育園</td> <td>亀山市長明寺町250番地2</td> </tr> <tr> <td>関保育園</td> <td>亀山市関町木崎786番地</td> </tr> <tr> <td>加太保育園</td> <td>亀山市加太板屋4620番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）	（略）	川崎南保育園	亀山市長明寺町250番地2	関保育園	亀山市関町木崎786番地	加太保育園	亀山市加太板屋4620番地
名称	位置																		
（略）	（略）																		
川崎南保育園	亀山市長明寺町250番地2																		
加太保育園	亀山市加太板屋4620番地																		
名称	位置																		
（略）	（略）																		
川崎南保育園	亀山市長明寺町250番地2																		
関保育園	亀山市関町木崎786番地																		
加太保育園	亀山市加太板屋4620番地																		

亀山市認定こども園条例新旧対照表（附則第7項関係）
 （亀山市重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（重要な公の施設）</p> <p>第2条 法第96条第1項第11号の規定に基づき、公の施設のうち、これを5年以上の独占的な利用をさせようとするときに、議会の議決を経なければならないものは、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（24）（略）</p> <p><u>（25）認定こども園</u></p>	<p>（重要な公の施設）</p> <p>第2条 法第96条第1項第11号の規定に基づき、公の施設のうち、これを5年以上の独占的な利用をさせようとするときに、議会の議決を経なければならないものは、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（24）（略）</p>

亀山市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○亀山市個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条-第5条)</u></p> <p>第2章 <u>個人情報の適正な取扱いの確保(第6条-第13条)</u></p> <p>第3章 <u>自己情報の開示請求等(第14条-第22条)</u></p> <p>第4章 <u>不服申立て(第23条・第24条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第25条-第28条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(2) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、記録、保管、利用等をいう。</p>	<p>○亀山市個人情報保護条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>個人及び法人その他の団体に関する情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ及び磁気ディスクその他これらに類するものに記録されるもの又は記録されたもの</u>をいう。</p> <p>(2) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、記録、保管、利用等をいう。</p> <p>(3) 個人情報ファイル <u>一定の事務の目的を達成するために体系的に</u></p>

(3) 実施機関 市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体（国、地方公共団体その他の公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番

構成された個人情報の集合物であって、実施機関が保有しているものをいう。

(4) 実施機関 市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(5) 事業者 法人その他の団体（国、地方公共団体その他の公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（8）保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

（9）特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（10）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（市民の責務）

第5条 （略）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報ファイルの届出）

第7条 実施機関は、新たに個人情報ファイル（特定個人情報ファイルを含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成し、又は取得しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1）～（7）（略）

2 （略）

（個人情報ファイルの閲覧）

（市民の責務）

第5条 （略）

（個人情報ファイルの届出）

第7条 実施機関は、新たに個人情報ファイル_____を作成し、又は取得しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1）～（7）（略）

2 （7）

（個人情報ファイルの閲覧）

第8条 市長は、前条の規定による届出を受けた個人情報ファイルについては、当該届出に係る事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

2 (略)

(特定個人情報以外の個人情報の目的外利用等の制限)

第11条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用し、又は外部(実施機関以外のものをいう。以下同じ。)に提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づき、目的外利用等を行うときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。_____

(特定個人情報の目的外利用の制限)

第11条の2 実施機関は、特定個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用することができる。た

第8条 市長は、前条の規定による届出を受けた個人情報ファイルについては、当該届出に係る事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

2 (略)

(個人情報_____の目的外利用等の制限)

第11条 実施機関は、個人情報_____の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて個人情報_____を利用し、又は外部(実施機関以外のものをいう。以下同じ。)に提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づき、目的外利用等を行ったときは、速やかにその旨をその本人に通知しなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に該当するときは、この限りでない。

定する収集の制限を超えて自己情報（特定個人情報を除く。）が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の削除を請求することができる。

3 何人も、第11条第1項の規定によらないで自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（2）第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

定する収集の制限を超えて自己情報_____が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の削除を請求することができる。

3 本人等は、第11条第1項の規定によらないで_____目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

5 前条第2項の規定は、前各項に規定する請求の場合に準用する。

(開示・訂正等の請求方法)

第16条 自己情報の開示、自己情報の記録の訂正若しくは削除、目的外利用等の中止又は利用停止等 (以下「開示・訂正等」という。) を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人であること(第14条第2項(前条第5項において準用する場合を含む。))の規定による請求にあっては、その代理人であることを明らかにする書類(以下「証明書」という。)を提示して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示・訂正等の請求に対する決定及び通知)

第17条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内 (特定個人情報に係る自己情報の開示又は自己情報の記録の訂正若しくは利用停止等の請求にあっては、当該請求があった日から30日以内) に、開示・訂正等の請求に応ずるかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、請求のあった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかにその延長の期間及び理由を書面により前条に規定する請求書を提出した者(以

(開示・訂正等の請求方法)

第16条 自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止 (以下「開示・訂正等」という。) を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人等であることを明らかにする書類(以下「証明書」という。)を提示して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示・訂正等の請求に対する決定及び通知)

第17条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内 _____ に、開示・訂正等の請求に応ずるかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、 _____ その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかにその延長の期間及び理由を書面により前条に規定する請求書を提出した者(以

下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3～6 (略)

(開示・訂正等の実施等)

第18条 実施機関は、自己情報の記録の開示をしようとするときは、前条第3項の規定による通知書に記載した日時及び場所において、当該自己情報の記録がされている公文書_____

_____を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより当該開示をするものとする。

2及び3 (略)

4 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の記録の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記録の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止等をしなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により自己情報の記録(情報提供等記録を除く。)の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

6 実施機関は、第4項の規定により情報提供等記録の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正又は削除に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以

下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3～6 (略)

(開示・訂正等の実施及び方法)

第18条 実施機関は、自己情報の記録の開示をしようとするときは、前条第3項の規定による通知書に記載した日時及び場所において、当該自己情報の記録がされている公文書(亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより当該開示をするものとする。

2及び3 (略)

4 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の記録の訂正、削除又は目的外利用等の中止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記録の訂正、削除又は目的外利用等の中止_____をしなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

第19条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(自己情報の部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の記録に関し、第19条各号のいずれかに該当する自己情報と、これ以外の自己情報とが併せて記録されていると認める場合において、これらの自己情報の記録に係るそれぞれの部分が容易に分離することができ、かつ、その分離により当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、同号のいずれかに該当する自己情報に係る部分を除いて、当該開示請求に係る自己情報の記録の開示をするものとする。

(他の制度との調整)

第22条 この条例は、法令等に自己情報(特定個人情報を除く。)の開示・訂正等に係る手続が定められている場合については、これを適用しない。

(略)

第4章 不服申立て

(審査会の設置)

第24条 (略)

第5章 雑則

(自己情報の部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の記録に関し、前条____各号のいずれかに該当する自己情報と、これ以外の自己情報とが併せて記録されていると認める場合において、これらの自己情報の記録に係るそれぞれの部分が容易に分離することができ、かつ、その分離により当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、同号のいずれかに該当する自己情報に係る部分を除いて、当該開示請求に係る自己情報の記録の開示をするものとする。

(他の制度との調整)

第22条 この条例は、法令等に____
開示・訂正等に係る手続が定められている場合については、これを適用しない。

2 (略)

(審査会の設置)

第24条 (略)

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料			別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～34（略）	（略）	（略）	1～34（略）	（略）	（略）
35 行政手続における 特定の個人を識別する ための番号の利用等に 関する法律（平成25 年法律第27号）第7 条第1項に規定する通 知カードの再交付	通知カードの再交付 手数料	500円			
36 前各項以外の公文 書の証明	その他の証明手数料	200円	35 前各項以外の公文 書の証明	その他の証明手数料	200円

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料			別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～21（略）	(略)	(略)	1～21（略）	(略)	(略)
			22 <u>住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付</u>	<u>住民基本台帳カード</u> 交付手数料	500円
			23 <u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付</u>	<u>住民基本台帳カード</u> 再交付手数料	500円
22～32（略）	(略)	(略)	24～34（略）	(略)	(略)
33 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</u>	<u>個人番号カードの再交付手数料</u>	800円			

<p>関する法律（平成25 年法律第27号。以下 「番号法」という。） 第2条第7項に規定す る個人番号カードの再 交付</p>					
<p>34 番号法 _____ _____ _____ _____ 第7条第1項に規定す る通知カードの再交付</p>	<p>通知カードの再交付 手数料</p>	<p>500円</p>	<p>35 行政手続における 特定の個人を識別する ための番号の利用等に 関する法律（平成25 年法律第27号 _____） 第7条第1項に規定す る通知カードの再交付</p>	<p>通知カードの再交付 手数料</p>	<p>500円</p>
<p>35 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>36 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
負担区の名称	単位負担金額	負担区の名称	単位負担金額
（略）	（略）	（略）	（略）
第6負担区	1平方メートル当たり520円		